

○湯前町子ども医療費の助成に関する条例

(平成4年6月22日条例第19号)

改正 平成8年3月22日条例第9号 平成11年12月21日条例第14号
平成12年3月28日条例第20号 平成17年9月20日条例第13号
平成21年3月27日条例第10号 平成23年1月18日条例第1号
平成27年6月19日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、子どもの医療費の一部負担金を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。

子ども	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての者をいう。
社会保険各法	次に掲げる法律をいう。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号) (2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号) (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) (6) 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)
医療費	社会保険各法に規定する保険給付の対象となる費用(入院時食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費は除く。)をいう。
一部負担金	医療費から社会保険各法の規定により給付される療養費を控除した額(入院時食事療養費、高額療養費、附加給付金及び他の法令等の規定により公費負担がある場合は、その額を控除した額)をいう。
保護者	親権を行う者、後見者その他の者で子どもを被扶養者としている者をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例において、医療費の助成対象者となる者(以下「助成対象者」という。)は、社会保険各法による被保険者又は被扶養者であって、湯前町に住所を有する子どもで入院又は通院による医療を受ける者とする。

2 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者は、対象としない。

(受給資格の認定)

第4条 保護者が助成を受けようとするときは、受給資格の認定について町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づき、この条例に定める子ども医療費の助成対象と認定したときは、保護者に受給者証を交付するものとする。

(助成の申請)

第5条 保護者は、この条例の規定による助成を受けようとするときは、町長に申請しなければならない。ただし、保険医療機関は保護者に代わり助成に相当する医療費を請求することができる。

2 前項の申請は、保険医療機関において診療を受けた日の属する月の末日から起算して6ヶ月を経過した以後においてははすることができない。ただし、養育医療費の自己負担金についてはこの限りでない。

(受給資格の喪失)

第6条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失するものとする。

(1) 町に住所がなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(不当利得の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた額に相当する金額又はその一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

2 湯前町0才児医療費補助に関する条例(昭和48年9月20日条例第27号)は、廃止する。

3 この条例の施行前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月22日条例第9号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月21日条例第14号)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

2 平成11年12月31日以前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月28日条例第20号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年3月31日以前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月20日条例第13号)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

- 2 平成 17 年 9 月 30 日以前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 10 号)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 1 月 18 日条例第 1 号)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 6 月 19 日条例第 20 号)

- 1 この条例は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湯前町ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に行われる診療に係る医療費から適用し、施行日以前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。